

～ 公共工事金融保証 ～
ゼロ債金融保証のご案内

ゼロ債工事の
資金調達を応援します。



平成29年11月

 東日本建設業保証株式会社

□□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□

営業部・支店一覧

営業部	〒104-0032 中央区八丁堀2丁目5番1号 東京建設会館2F	TEL 03-3551-9511 FAX 0120-027-036
新宿支店	〒163-0634 新宿区西新宿1丁目25番1号 新宿センタービル34F	TEL 03-3340-2451 FAX 0120-027-158
青森支店	〒030-0803 青森市安方2丁目9番13号 青森県建設会館4F	TEL 017-722-7262 FAX 0120-027-208
岩手支店	〒020-0873 盛岡市松尾町17番9号 岩手県建設会館2F	TEL 019-624-4480 FAX 0120-027-216
宮城支店	〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2番48号 宮城県建設産業会館3F	TEL 022-262-8531 FAX 0120-027-226
秋田支店	〒010-0951 秋田市山王4丁目3番10号 秋田県建設会館 別館	TEL 018-863-1000 FAX 0120-027-623
山形支店	〒990-0024 山形市あさひ町18番25号 山形県建設会館2F	TEL 023-622-6625 FAX 0120-027-246
福島支店	〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター4F	TEL 024-523-2356 FAX 0120-027-256
茨城支店	〒310-0062 水戸市大町3丁目1番22号 茨城県建設センター6F	TEL 029-221-3800 FAX 0120-027-306
栃木支店	〒321-0933 宇都宮市築瀬町1958番地1 栃木県建設産業会館3F	TEL 028-639-2388 FAX 0120-027-316
群馬支店	〒371-0846 前橋市元総社町2丁目5番地3 群馬建設会館2F	TEL 027-252-1661 FAX 0120-027-326
埼玉支店	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4丁目3番15号 K・Sビル5F	TEL 048-861-8885 FAX 0120-027-336
千葉支店	〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設センター6F	TEL 043-241-6101 FAX 0120-027-346
神奈川支店	〒231-8463 横浜市中区尾上町1丁目6番地 VORT横浜関内Ⅱ 2F	TEL 045-662-8203 FAX 0120-027-356
山梨支店	〒400-0031 甲府市丸の内1丁目13番7号 山梨県建設会館4F	TEL 055-237-8182 FAX 0120-027-366
長野支店	〒380-8537 長野市南石堂町1230番地6 長建ビル4F	TEL 026-226-7520 FAX 0120-027-376
新潟支店	〒950-0965 新潟市中央区新光町7番地5 新潟県建設会館3F	TEL 025-285-7151 FAX 0120-027-386
富山支店	〒930-0094 富山市安住町3番14号 富山県建設会館4F	TEL 076-441-4356 FAX 0120-027-406
石川支店	〒921-8036 金沢市弥生2丁目1番23号 石川県建設総合センター3F	TEL 076-242-1231 FAX 0120-027-416
福井支店	〒910-0854 福井市御幸3丁目10番15号 福井県建設会館3F	TEL 0776-21-8686 FAX 0120-027-428
静岡支店	〒422-8067 静岡市駿河区南町18番1号 サウスポット静岡15F	TEL 054-202-2484 FAX 0120-027-506
愛知支店	〒461-0008 名古屋市東区武平町5丁目1番地 名古屋栄ビルディング3F	TEL 052-962-3461 FAX 0120-027-516
岐阜支店	〒500-8382 岐阜市藪田東1丁目2番2号 岐阜県建設会館5F	TEL 058-273-2543 FAX 0120-027-526
三重支店	〒514-0003 津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館5F	TEL 059-226-4880 FAX 0120-027-536

*制度に関するお問い合わせは、当社営業部・各支店までご連絡ください。

東日本建設業保証株式会社

国土建第265号

平成29年11月17日

各建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局長

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について

公共工事の適切かつ円滑な執行を図るためには、施工時期等の平準化の推進が重要であり、平成29年度当初予算では、いわゆるゼロ国債の設定が措置されているところである。

建設業においては、特に年度末に資金需要が増大し、資金繰りに支障を来す場合も想定されることから、建設企業の資金調達の円滑化を図ることにより、事業の適切かつ円滑な執行を後押しすることが求められている。

こうした状況にかんがみ、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を図り、事業の早期実施を促すため、今般、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社が国土交通大臣の承認を受けて、別紙のとおり金融保証を行うこととしたところであるので、貴団体傘下の建設企業に対して周知方よろしく願います。

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証制度について

1. 制度の目的

いわゆるゼロ国債工事等、平成29年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、平成29年度内において発注者から前払金の支出がない場合において、受注した建設企業が、当該工事の早期着工に要する資金の調達に支障を来す場合が想定される。

こうした状況にかんがみ、早期着工に要する資金を受注企業が調達するに際して、前払金の保証を行う予定の保証事業会社が、100%の金融保証を行うことにより、建設企業の資金調達の円滑化を推進する。

2. 対象となる建設企業

いわゆるゼロ国債工事等、平成29年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、平成29年度内において発注者から前払金が支出されない公共工事を受注した者とする。ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。

3. 金融保証の対象範囲

当該公共工事の着工に必要な資金で、平成30年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内とする。

ゼロ国債工事等の資金調達を応援します

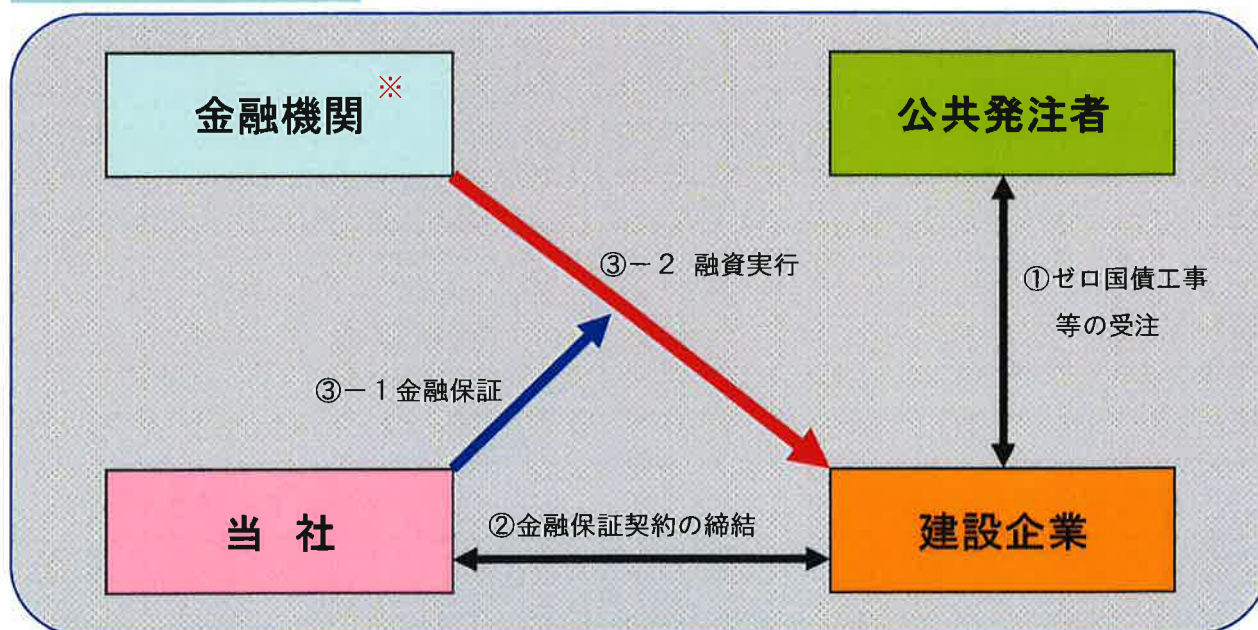
東日本建設業保証の“ゼロ債金融保証”

制度の概要

ゼロ国債等の公共工事について、早期着工に要する資金を調達する際に、前払金保証事業会社が債務保証を行なうことで、金融機関からの融資が受けやすくなります。

- ◆対象工事は・・・平成29年度に国又は地方公共団体等と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に発注者から前払金が支払われない工事が対象となります。
ただし、低入札価格調査の対象となった工事は、対象となりません。
- ◆保証範囲は・・・当該公共工事の着工に必要な資金で、平成30年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内となります。
- ◆保証料は・・・保証金額（借入金額）に対して日歩3厘（年利＝1.095%）となります。
なお、借入金に対しては、別途、金融機関所定の貸出利息が必要となります。


手続きの流れ



※ 当社と金融保証の業務委託契約を締結している金融機関となります。

詳しくは、最寄の営業部・各支店までお問合せ下さい。

営業部・各支店は、ホームページの [営業店舗一覧](#) で確認いただけます。

 東日本建設業保証株式会社 (<http://www.ejcs.co.jp/>)